

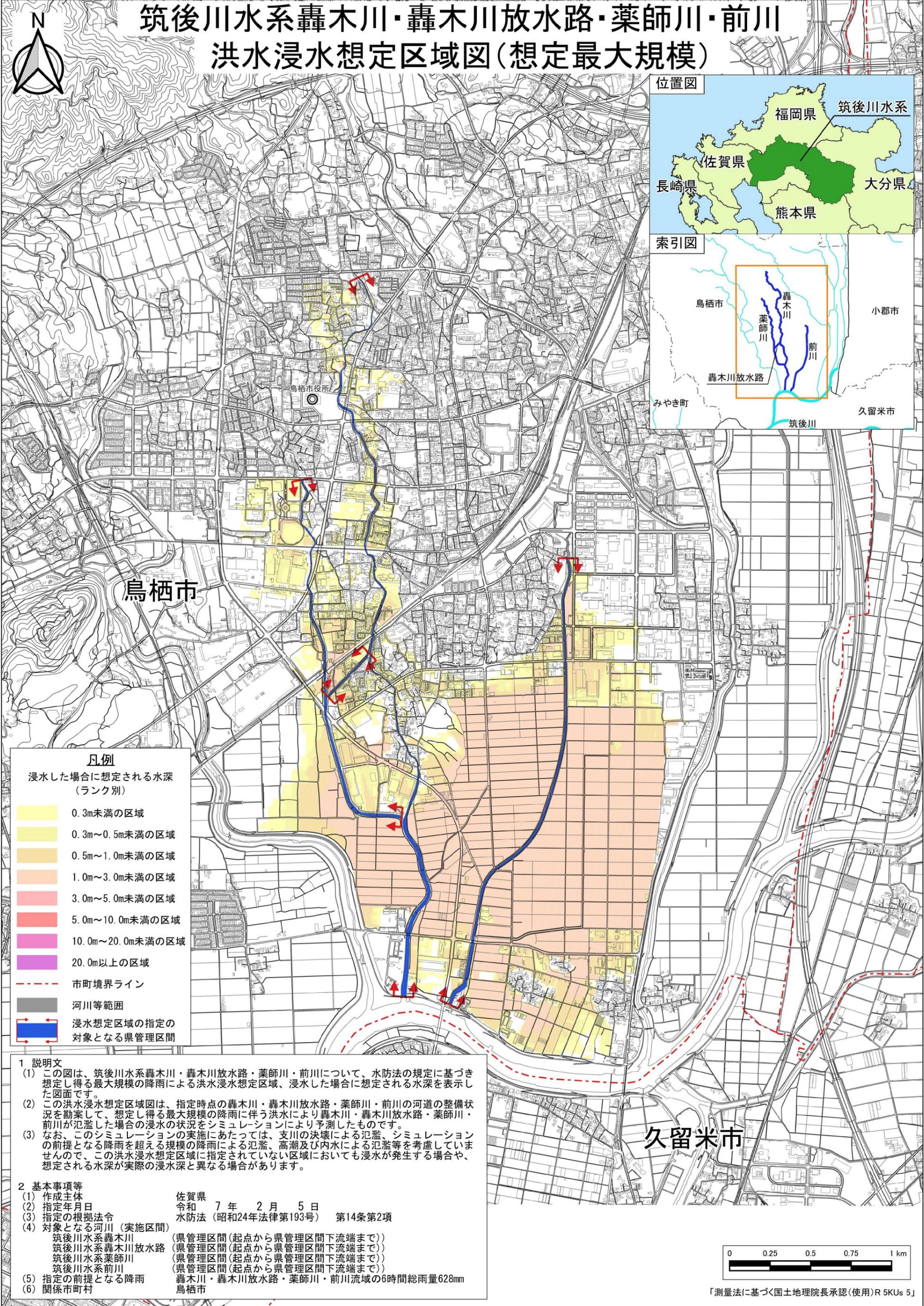
筑後川水系轟木川・轟木川放水路・薬師川・前川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



位置図



索引図



鳥栖市

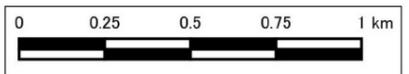
久留米市

凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

0.3m未満の区域
0.3m~0.5m未満の区域
0.5m~1.0m未満の区域
1.0m~3.0m未満の区域
3.0m~5.0m未満の区域
5.0m~10.0m未満の区域
10.0m~20.0m未満の区域
20.0m以上の区域
--- 市町境界ライン
--- 河川等範囲
→ 浸水想定区域の指定の対象となる県管理区間

- 1 説明文**
- この図は、筑後川水系轟木川・轟木川放水路・薬師川・前川について、水防法の規定に基づき想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - この洪水浸水想定区域図は、指定時点の轟木川・轟木川放水路・薬師川・前川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により轟木川・轟木川放水路・薬師川・前川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等**
- | | |
|-------------------|--|
| (1) 作成主体 | 佐賀県 |
| (2) 指定年月日 | 令和 7 年 2 月 5 日 |
| (3) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号) 第14条第2項 |
| (4) 対象となる河川(実施区間) | 筑後川水系轟木川 (県管理区間(起点から県管理区間下流端まで))
筑後川水系轟木川放水路 (県管理区間(起点から県管理区間下流端まで))
筑後川水系薬師川 (県管理区間(起点から県管理区間下流端まで))
筑後川水系前川 (県管理区間(起点から県管理区間下流端まで)) |
| (5) 指定の前提となる降雨 | 轟木川・轟木川放水路・薬師川・前川流域の6時間総雨量628mm |
| (6) 関係市町村 | 鳥栖市 |



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 5KU5 5」